

東北生活文化大学学則

令和5年4月1日 施行

第1章 目的及び使命

第1条 東北生活文化大学（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、学術の中心として、幅広い教養を授けるとともに、深く生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とし、使命とする。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いつつ現代生活に適応する科学的知識と技量の向上に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第2章 学部、学科、修業年限及び学生定員

第3条 本学に、家政学部及び美術学部を置く。

2 前項の学部置く学科及び専攻は次のとおりとする。

学部	学科	専攻
家政学部	家政学科	服飾文化専攻 健康栄養学専攻
美術学部	美術表現学科	

第4条 修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、8年を越えることができない。

第5条 各学部及び学科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部、学科及び専攻	目 的
家政学部	広く教養を培い、生活文化形成の要素としての家政学について、実際の生活様式という視点から深く学習し、その向上を目指して探求することを教学の指針とする。
家政学科	本学の伝統的な家政学の修学を基本とし、その科学的追究と実験、実習を通して、生活科学への探究心を備えた人材を養成することを目的とする。
服飾文化専攻	服飾と生活に関して科学と文化の両面から追究し、服飾産業の発展と生活文化の向上に寄与する人材を養成することを目的とする。
健康栄養学専攻	栄養士と管理栄養士の養成を目的とした教育課程により、医療、福祉、保健分野等において、食生活の面から健康を守る人材を養成することを目的とする。
美術学部	幅広い教養と、美術の高度な専門知識と技能を身に付け、実学として地域社会の発展に貢献できる人間性豊かな人材を養成することを教学の指針とする。
美術表現学科	美術、工芸、デザイン、メディア芸術領域における高度な専門知識と技能を身に付け、これらの知識・技能を地域社会における様々な職業分野で発揮し、地域の産業、文化の発展に貢献できる能力を養成することを目的とする。

第6条 学部・学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科	入学定員	3 年次 編入学定員	収容定員
家政学部			
家 政 学 科	58 人	2 人	236 人
服 飾 文 化 専 攻	(18 人)		(72 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)
美術学部			
美術表現学科	50 人		200 人

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第3章 学年，学期，授業期間及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第8条 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

第9条 本学における1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学における休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月27日

(4) 春 季 休 業 3月10日から4月4日まで

(5) 夏 季 休 業 8月1日から9月18日まで

(6) 冬 季 休 業 12月25日から1月6日まで

ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第11条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表Ⅰから別表Ⅴのとおりとする。

第12条 本学における授業は、15週をもって1期間とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、課題研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 13 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 14 条 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

3 前項の基準は、別に定める。

第 15 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数については、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第 16 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第 17 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60 単位を超えないものとする。

第 18 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 16 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第 19 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 4 条第 1 項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 前項の規定により長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、その長期履修を認められた期間の延長又は短縮を願い出たときは、これを認めることがある。

3 前二項の規定により長期履修を認める期間は、8 年以内とする。

4 前三項に定めるもののほか、長期履修の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第 20 条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験その他の方法により、単位を授与する。

第 21 条 授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって評価し、評価 S、A、B、C は合格とし、D は不合格とする。

2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。

第5章 卒業及び学位

第22条 本学に4年以上在学し、124単位以上修得した者について、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第23条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位には、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

家政学部 家政学科 学士（家政）

美術学部 美術表現学科 学士（美術）

3 前二項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表Ⅳにより修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

(1) 家政学部家政学科卒業者

服飾文化専攻

高等学校教諭一種免許状（家庭）

中学校教諭一種免許状（家庭）

健康栄養学専攻

栄養教諭一種免許状

(2) 美術学部美術表現学科卒業者

高等学校教諭一種免許状（美術）（工芸）

中学校教諭一種免許状（美術）

第25条 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法並びに同法施行規則に定める科目について必要な単位を別表Ⅴにより修得しなければならない。

第26条 健康栄養学専攻の学生で栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、栄養士法、並びに同法施行規則及び管理栄養士学校指定規則による栄養士又は管理栄養士養成に関する科目について必要な単位を別表Ⅱの3により修得しなければならない。

第6章 入学、編入学、転入学、再入学、転学部、転専攻、転学、休学、復学、退学及び除籍

第27条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第28条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 入学を志願する者には、入学試験を行い、合格者を定める。

第 29 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
- (2) 短期大学卒業者
- (3) 高等専門学校卒業者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- (5) 外国において、学校教育における 14 年以上の課程を修了した者
- (6) その他前各号と同等以上の学力があると認められる者

第 30 条 大学の 2 年を修了した者で転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が相当年次に転入学を許可することがある。

第 31 条 入学、編入学又は転入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

第 32 条 入学試験に合格した者又は編入学若しくは転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学生納付金（以下「入学金等」という。）を納入しなければならない。

2 所定の期日までに前項の書類を提出し、かつ入学金等を納入した者に、学長が入学、編入学又は転入学を許可する。

第 33 条 本学を退学した者で再入学を志願するときは、選考の上、学長が相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず第 49 条第 2 項による退学者は、再入学することができない。

3 第 31 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、再入学を志願する者又は再入学の選考に合格した者に準用する。

第 34 条 転学部又は学科内での転専攻を志願する者があるときは、選考の上学長が相当年次に転学部又は転専攻を許可することがある。

第 35 条 他の大学へ転学しようとする者は、願い出て、学長の許可を得なければならない。

第 36 条 病気その他止むを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学期間は、2 年以内とし、在学年数に算入しない。

第 37 条 休学期間が満了したときは、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を願い出ることができる。

第 38 条 病気その他の事由により修学が不適当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることがある。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を命ずる。

第 39 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 40 条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項又は第 19 条第 3 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等を 3 ヶ月以上滞納し、督促してもなお納入しない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 在学中に死亡した者

2 学生の除籍及び復籍に関して必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金

第 41 条 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金の額は、別表Ⅵのとおりとする。

- 2 授業料及びその他の学生納付金（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期にそれぞれその年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納入しなければならない。
 - 3 長期履修学生の授業料等の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料等の額に第4条第1項の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修を認められた期間の年数で除した額とする。
 - 4 長期履修学生で、第19条第2項の規定により在学期間の延長又は短縮を認められたものの授業料等の扱いについては、別に定める。
- 第42条 前条第1項の学生納付金のほか、学生は別に定める諸会費等を納入しなければならない。
- 第43条 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料等を、復学した月に納入しなければならない。
- 第44条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月の属する当該期分の授業料を納入しなければならない。
- 第45条 前期又は後期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。
- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。
- 第46条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料等を免除する。
- 2 前期又は後期の中途で休学を許可され又は命ぜられた者の当該期間分の授業料等は、徴収する。
- 第47条 納入した入学検定料、入学金及び授業料等は、返還しない。ただし、一般入学試験に合格して授業料等を納付した者が、入学前年度の3月31日までに所定の書類により入学辞退を申し出た場合は、その者の申出により授業料等相当額を返還する。

第8章 賞罰

- 第48条 学生で他の模範となる行為のあったときは、学長がこれを褒賞する。
- 第49条 学生で法令及び本学の学則に違反、または学内の秩序を乱す行為のあったときは、学長がこれを懲戒する。
- 2 懲戒を分けて訓告、停学及び退学とする。

第9章 職員

- 第50条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。
- 2 前項の職員のほか、本学に副学長を置くことがある。

第10章 教授会

- 第51条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、研究生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生

- 第52条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない限り、科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅶに定める額の入学検定料を添えて願い出るものとする。
 - 3 科目等履修生は、別表Ⅶに定める額の授業料を納入しなければならない。
 - 4 科目等履修生の単位の授与については、第20条の規定を準用する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
- 第53条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育・研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅶに定める額の入学検定料を添えて願い出るものとする。
 - 3 研究生として入学を許可された者は、別表Ⅶに定める額の入学金を納入しなければならない。
 - 4 研究生は、別表Ⅶに定める額の授業料を納入しなければならない。
 - 5 前三項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 54 条 外国人で、入学（編入学、転入学、再入学を含む）を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。
- 2 前項の選考の方法は、別に定める。
- 第 55 条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で、特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。
- 2 委託生は、別表Ⅶに定める額の研究料を納入しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 56 条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。
- 2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 57 条 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生には、別段の定めがない限り、この学則の規定を準用する。ただし、科目等履修生及び特別聴講学生には、第 22 条の規定は、適用しない。

第 12 章 公開講座

- 第 58 条 本学は、公開講座を開講することがある。
- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 図書館

- 第 59 条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 14 章 厚生保健施設

- 第 60 条 本学に保健センター及び体育館を置く。
- 2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 (省略)

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の教育課程については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学、編入学及び転入学した者の授業料は、改正後の別表Ⅱの規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

〔G-51〕

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者(別表Ⅰの 4 及び 8 により履修する者を除く。)の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条の 2 第 1 項の規定は、平成 22 年度に入学する者から適用する。
- 3 平成 22 年度以後に編入学、転入学又は再入学する者の改正後の第 13 条の 2 第 1 項の規定の適用は、編入学、転入学又は再入学を許可された年次に在学する者の例による。
- 4 平成 21 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1、4 及び 7 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した者の博物館に関する科目の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰ(9. 博物館に関する科目を除く)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学、編入学及び転学科・転専攻した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰの 1 から 6 及び 9 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定は、平成 27 年度に入学する者から適用する。
- 2 家政学科並びに家政学科服飾文化専攻及び家政学科健康栄養学専攻の入学定員、3 年次編入学定員及び収容定員は、改正後の第 5 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	平成 2 7 年度			学 科	平成 2 8 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員		入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	280 人	家政学科	68 人	2 人	280 人
服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)	服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)	健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)

学 科	平成 2 9 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	278 人
服飾文化専攻	(28 人)		(114 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)

3 平成 27 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 家政学科並びに家政学科服飾文化専攻及び家政学科健康栄養学専攻の入学定員、3 年次編入学定員及び収容定員は、改正後の第 5 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	平成 2 7 年度			学 科	平成 2 8 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員		入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	280 人	家政学科	68 人	2 人	280 人
服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)	服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)	健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)

学 科	平成 2 9 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	278 人
服飾文化専攻	(28 人)		(114 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)

3 平成 27 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 家政学科並びに家政学科服飾文化専攻及び家政学科健康栄養学専攻の入学定員、3 年次編入学定員及び収容定員は、改正後の第 5 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	平成 2 7 年度			学 科	平成 2 8 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員		入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	280 人	家政学科	68 人	2 人	280 人
服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)	服飾文化専攻	(28 人)		(118 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)	健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(162 人)

学 科	平成 2 9 年度		
	入学 定員	3 年次 編入学 定員	収容 定員
家政学科	68 人	2 人	278 人
服飾文化専攻	(28 人)		(114 人)
健康栄養学専攻	(40 人)	(2 人)	(164 人)

3 平成 28 年度以前に入学した者の授業科目，単位数，履修方法等については，改正後の別表Ⅰの 1.2 及び 6 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 家政学部の生活美術学科は，改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで，存続するものとする。
- 家政学部の家政学科及び生活美術学科並びに美術学部の美術表現学科の収容定員は，改正後の第 6 条の規定にかかわらず，平成 31 年度から令和 3 年度までの間，次の表に掲げるとおりとする。

年 度 学部・学科	平成 3 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
家政学部			
家政学科	266 人	256 人	246 人
服飾文化専攻	(102 人)	(92 人)	(82 人)
健康栄養学専攻	(164 人)	(164 人)	(164 人)
生活美術学科	120 人	80 人	40 人
美術学部			
美術表現学科	50 人	100 人	150 人

4 附則第 2 項の学科に在学し卒業した者の学位に付記する専攻分野の名称及び同学科において取得できる教育職員免許状の種類は，改正後の第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5 平成 30 年度以前に入学及び編入学した者の授業科目，単位数，履修方法等については，改正後の別表Ⅰ，別表Ⅱ及び別表Ⅳの規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和元年度以前に入学した者の授業科目，単位数，履修方法等については，改正後の別表Ⅰ，別表Ⅱの 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 家政学部の生活美術学科は，改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，令和 4 年 3 月 31

〔G-51〕

日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで、存続するものとする。

4 家政学部の家政学科及び生活美術学科並びに美術学部的美術表現学科の収容定員は、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から令和 3 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

年 度 学部・学科	平成 3 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
家政学部			
家政学科	266 人	256 人	246 人
服飾文化専攻	(102 人)	(92 人)	(82 人)
健康栄養学専攻	(164 人)	(164 人)	(164 人)
生活美術学科	120 人	80 人	40 人
美術学部			
美術表現学科	50 人	100 人	150 人

5 附則第 2 項の学科に在学し卒業した者の学位に付記する専攻分野の名称及び同学科において取得できる教育職員免許状の種類は、改正後の第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 家政学部の生活美術学科は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日まで、存続するものとする。
- 家政学部の家政学科及び生活美術学科並びに美術学部的美術表現学科の収容定員は、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から令和 3 年度までの間、次の表に掲げるとおりとする。

年 度 学部・学科	平成 3 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
家政学部			
家政学科	266 人	256 人	246 人
服飾文化専攻	(102 人)	(92 人)	(82 人)
健康栄養学専攻	(164 人)	(164 人)	(164 人)
生活美術学科	120 人	80 人	40 人
美術学部			
美術表現学科	50 人	100 人	150 人

4 附則第 2 項の学科に在学し卒業した者の学位に付記する専攻分野の名称及び同学科において取得できる教育職員免許状の種類は、改正後の第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 3 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I、II の 2、3、IV の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔G-51〕

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表Ⅰ，Ⅲの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I

1. 大学共通教養科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
人間と自然科学	化 学 I		2	健専 (必)
	化 学 II		2	健専 (必)
	有 機 化 学 I		2	健専 (必)
	有 機 化 学 II		2	健専 (必)
	生 物 学 I		2	健専 (必)
	生 物 学 II		2	健専 (必)
	環 境 学		2	
	統 計 学		2	健専 (必)
	数 学		2	
人 間 と 社 会	経 済 学		2	
	社 会 学 I		2	
	社 会 学 II		2	
	歴 史 I		2	
	歴 史 II		2	
	日 本 国 憲 法	2		
	法 学 概 説		2	
人 間 と 文 化	哲 学 I		2	
	哲 学 II		2	
	心 理 学 I		2	
	心 理 学 II		2	
	美 術		2	
	生 活 文 化 論		2	
言語とコミュニケーション	英 語 I		1	服専・健専 (必)
	英 語 II		1	健専 (必)
	英 会 話 I		1	服専・健専 (必)
	英 会 話 II		1	
	仏 語 I		1	
	仏 語 II		1	
	中 国 語		1	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
言語とコミュニケーション	日 本 語 基 礎		2	
	国 語 表 現 法		2	
	情 報 基 礎 学	2		
健康とスポーツ	ス ポ ー ツ		2	
キャリア形成	ス タ デ ィ ス キ ル ズ	1		
	ラ イ フ デ ザ イ ン	1		
	キ ャ リ ア 開 発 I		1	
	キ ャ リ ア 開 発 II		1	
	キ ャ リ ア 開 発 III		1	
	キ ャ リ ア 開 発 IV		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト I		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト II		1	
合 計		6	61	

備考欄に「服専・健専（必）」又は「健専（必）」とある授業科目は、服飾文化専攻の学生、健康栄養学専攻の学生は必修である。

別表Ⅱ

1. 家政学部基幹科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
家 政 学 原 論		2		
家 族 関 係 学			2	
家 庭 経 営 学（家庭経済学を含む。）			2	
合 計		2	4	

2. 家政学科服飾文化専攻専門科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生 活 文 化	消 費 生 活 論	2		
	社 会 福 祉 論		2	
	地 域 文 化 論		2	
	美 術 史 I		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生 活 文 化	美 術 史 II		2	
服 飾 文 化	被 服 学	2		
	色 彩 学		2	
	日 本 服 装 史		2	
	西 洋 服 装 史		2	
	染 織 文 化 史		2	
	染 織 文 化 演 習		1	
被服企画・造形	被 服 機 構 ・ 衛 生 学	2		
	スタートアップソーイング	1		
	アパレル製図法Ⅰ（平面）	1		
	アパレル製図法Ⅱ（応用）	1		
	被 服 造 形 実 習 Ⅰ		1	
	被 服 造 形 実 習 Ⅱ		1	
	被 服 造 形 実 習 Ⅲ		2	
	被 服 平 面 造 形 学	2		
	被 服 平 面 造 形 実 習 Ⅰ		1	
	被 服 平 面 造 形 実 習 Ⅱ		1	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン		2	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン 画		1	
	フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン 演 習		2	
	ア パ レ ル 設 計 論		2	
	ア パ レ ル 生 産 実 習		1	
	ア パ レ ル C A D Ⅰ	1		
	ア パ レ ル C A D Ⅱ		1	
	服飾工芸・造形（服飾手芸）Ⅰ		1	
	服飾工芸・造形（服飾手芸）Ⅱ		1	
	服飾工芸・造形（織物）Ⅲ		1	
被服材料・ 加工・整理	被 服 織 維 学	2		
	被 服 織 維 学 実 験	1		
	被 服 材 料 学	2		
	被 服 材 料 学 実 験	1		

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
被服材料・ 加工・整理	被 服 整 理 学	2		
	被 服 整 理 学 実 験	1		
	染 色 加 工 学		2	
	染 色 加 工 学 実 験		1	
	染 色 学 実 習		2	
	テキスタイルデザインⅠ		1	
	テキスタイルデザインⅡ		1	
流通・消費・ 情報	ファッションビジネス論		2	
	アパレル品質管理論	1		
	アパレル消費科学		1	
	消費者調査法		1	
	ファッション販売論		2	
	コーディネート論		2	
	ファッションビジネス実務実習		1	
	マーケティング論		2	
	起業・会社経営論		2	
	店舗運営論		2	
	情報処理Ⅰ	2		
	情報処理Ⅱ		1	
関連科目	食 品 学 総 論		2	
	食 品 学 各 論		2	
	基 礎 栄 養 学		2	
	基 礎 調 理 学 実 習 Ⅰ		1	
	基 礎 調 理 学 実 習 Ⅱ		1	
	食 文 化 論		2	
	食 生 活 論		2	
	住居学（製図を含む。）		2	
	住 居 デ ザ イ ン		2	
	住 文 化 論		2	
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
関 連 科 目	家 庭 電 気 ・ 機 械		2	
	家 庭 科 教 材 研 究		1	
家 政 特 別 講 義 I			2	
家 政 特 別 講 義 II			2	
家 政 特 別 演 習 (研 修 旅 行)		2		
服 飾 ビ ジ ネ ス 特 別 演 習			2	
服 飾 生 活 特 別 演 習			2	
専 門 研 究 I		4		
専 門 研 究 II			4	
合 計		30	93	

3. 家政学科健康栄養学専攻専門科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
社会・環境と健康	社 会 福 祉 論	2		管栄 (必)
	公 衆 衛 生 学 I	2		
	公 衆 衛 生 学 II		2	
	健 康 管 理 概 論	2		
人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	解 剖 生 理 学 I	2		管栄 (必)
	解 剖 生 理 学 II		2	
	運 動 生 理 学	2		
	微 生 物 学	2		
	生 化 学 I	2		管栄・栄 (必)
	生 化 学 II	2		
	病 理 学		2	
	解 剖 生 理 学 実 験		1	
	生 化 学 実 験		1	
	臨 床 医 学 概 論 I		2	
	臨 床 医 学 概 論 II		2	
食べ物と健康	食 品 学 総 論	2		
	食 品 学 各 論	2		
	食 品 学 実 験 I	1		

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
	食 品 学 実 験 II	1		管栄 (必)
	食 品 機 能 学		2	
	食 品 加 工 学	2		
	食 品 加 工 実 習	1		管栄・栄 (必)
	食 品 衛 生 学	2		
	食 品 衛 生 学 実 験		1	
	調 理 科 学 論	2		管栄 (必)
	調 理 科 学 実 験		1	
	基 礎 調 理 学 実 習 I	1		
	基 礎 調 理 学 実 習 II	1		管栄 (必)
	応 用 調 理 学 実 習 I		1	
	応 用 調 理 学 実 習 II		1	
	食 文 化 論	2		
基 礎 栄 養 学	基 礎 栄 養 学	2		管栄・栄 (必)
	栄 養 生 化 学	2		
	栄 養 学 実 験		1	
応 用 栄 養 学	応 用 栄 養 学 I	2		管栄・栄 (必)
	応 用 栄 養 学 II	2		
	栄 養 管 理 論	2		
	応 用 栄 養 学 実 習 I		1	
	応 用 栄 養 学 実 習 II		1	
栄 養 教 育 論	食 生 活 論	2		
	栄 養 教 育 論	2		
	栄 養 指 導 論	2		
	保 健 栄 養 学	2		
	栄 養 情 報 処 理 演 習	1		
	栄 養 指 導 論 実 習	1		
臨 床 栄 養 学	臨 床 栄 養 学 I	2		管栄 (必)
	臨 床 栄 養 学 II		2	
	臨 床 栄 養 指 導 論 I		2	
	臨 床 栄 養 指 導 論 II		2	
	臨 床 栄 養 学 実 習 I		1	
	臨 床 栄 養 学 実 習 II		1	

科 目		単位数		備 考				
		必修	選択					
公 衆 栄 養 学	公 衆 栄 養 学	2		管栄・栄（必） 管栄（必） 管栄（必）				
	公 衆 栄 養 学 実 習		1					
	地 域 栄 養 活 動 演 習 I		1					
	地 域 栄 養 活 動 演 習 II		1					
給食経営管理論	給 食 管 理 学	2		管栄（必） 管栄・栄（必）				
	給 食 経 営 学		2					
	給 食 管 理 実 習 I	1						
	給 食 管 理 実 習 II		1					
総 合 演 習	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 I		1	管栄・栄（必）				
	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 II		1	管栄（必）				
	健 康 栄 養 学 総 合 演 習 III		1	管栄（必）				
臨 地 実 習	給 食 管 理 臨 地 実 習 I		1	管栄・栄（必）				
	給 食 管 理 臨 地 実 習 II		1	管栄（必）				
	臨 床 栄 養 学 臨 地 実 習 I		1					
	臨 床 栄 養 学 臨 地 実 習 II		1					
	公 衆 栄 養 学 臨 地 実 習 I		1	管栄（必）				
	公 衆 栄 養 学 臨 地 実 習 II		1					
関 連 科 目	学 校 栄 養 指 導 論		2					
	学 校 食 育 概 論		2					
セ	ミ	ナ	一	I	1			
セ	ミ	ナ	一	II	1			
家	政	特	別	講	義	I	2	
家	政	特	別	講	義	II	2	
家	政	特	別	講	義	III	2	
家	政	特	別	講	義	IV	2	
課 題		研	究		6			
合 計		60	64					

備考欄に「栄（必）」又は「管栄（必）」とある授業科目は、それぞれ栄養士の資格又は管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする場合は、必修である。

「臨地実習」領域の給食管理臨地実習Ⅰは、給食の運営に係る校外実習である。また、臨地

実習は、各臨地実習Ⅰ（必）のほか、給食管理臨地実習Ⅱ，臨床栄養学臨地実習Ⅱ，公衆栄養学臨地実習Ⅱのいずれかから1単位以上履修しなければならない。

別表Ⅲ 美術学部美術表現学科専門科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
基 礎 科 目	絵画基礎Ⅰ（映像メディア表現を含む。）	2		
	絵 画 基 礎 Ⅱ		2	
	彫 刻 基 礎 Ⅰ	2		
	彫 刻 基 礎 Ⅱ		2	
	工芸基礎Ⅰ（プロダクト制作を含む。）	2		
	工 芸 基 礎 Ⅱ		2	
	デザイン基礎Ⅰ（映像メディア表現を含む。）	2		
	デ ザ イ ン 基 礎 Ⅱ		2	
	メ デ ィ ア 芸 術 基 礎		2	
美 術	洋 画 Ⅰ		2	
	洋 画 Ⅱ		2	
	洋 画 Ⅲ		2	
	洋 画 Ⅳ		2	
	日 本 画 Ⅰ		2	
	日 本 画 Ⅱ		2	
	日 本 画 Ⅲ		2	
	日 本 画 Ⅳ		2	
	彫 刻 Ⅰ		2	
	彫 刻 Ⅱ		2	
	彫 刻 Ⅲ		2	
	彫 刻 Ⅳ		2	
工 芸	陶 芸 Ⅰ		2	
	陶 芸 Ⅱ		2	
	陶 芸 Ⅲ		2	
	陶 芸 Ⅳ		2	
	漆 芸 Ⅰ		2	
	漆 芸 Ⅱ		2	
	漆 芸 Ⅲ		2	
	漆 芸 Ⅳ		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
工 芸	染 織 I		2	
	染 織 II		2	
	染 織 III		2	
	染 織 IV		2	
デ ザ イ ン	視 覚 デ ザ イ ン I		2	
	視 覚 デ ザ イ ン II		2	
	視 覚 デ ザ イ ン III		2	
	視 覚 デ ザ イ ン IV		2	
	情 報 デ ザ イ ン I		2	
	情 報 デ ザ イ ン II		2	
	情 報 デ ザ イ ン III		2	
	情 報 デ ザ イ ン IV		2	
	プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン I		2	
	プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン II		2	
	プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン III		2	
	プ ロ ダ ク ト デ ザ イ ン IV		2	
メディア芸術	マ ン ガ I		2	
	マ ン ガ II		2	
	マ ン ガ III		2	
	マ ン ガ IV		2	
	ア ニ メ ー シ ョ ン I		2	
	ア ニ メ ー シ ョ ン II		2	
	ア ニ メ ー シ ョ ン III		2	
	ア ニ メ ー シ ョ ン IV		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イ ン I		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イ ン II		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イ ン III		2	
	コ ン テ ン ツ デ ザ イ ン IV		2	

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
美 術 理 論	色 彩 学		2	
	美 術 史 I		2	
	美 術 史 II		2	
	デ ザ イ ン 概 論		2	
	美 学 I		2	
	美 学 II		2	
	美 術 鑑 賞 I		2	
	美 術 鑑 賞 II		4	
	メ デ ィ ア 芸 術 論	2		
	地 域 工 芸 論	2		
	論 文 演 習 I		1	
	論 文 演 習 II		1	
	論 文 演 習 III		1	
	論 文 演 習 IV		1	
関 連 科 目	製 図 I		1	
	製 図 II		1	
	図 学 I		1	
	図 学 II		1	
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン I		1	
	イ ン テ リ ア デ ザ イ ン II		1	
	写 真 I		1	
	写 真 II		1	
	美 術 特 別 講 義 I		1	
	美 術 特 別 講 義 II		1	
	美 術 特 別 講 義 III		1	
	美 術 特 別 講 義 IV		1	
	美 術 特 別 講 義 V		1	
	美 術 特 別 講 義 VI		1	
	美 術 教 諭 試 験 対 策 講 座 I		2	
	美 術 教 諭 試 験 対 策 講 座 II		2	
	版 画 I		2	
	版 画 II		2	

科 目			単位数		備 考
			必修	選択	
関 連 科 目	壁 画 I			2	
	壁 画 II			2	
	人 形 I			2	
	人 形 II			2	
	グ ラ ス ア ー ト I			2	
	グ ラ ス ア ー ト II			2	
応 用 科 目	地 域 創 生 演 習 I		2		
	地 域 創 生 演 習 II		2		
	地 域 創 生 演 習 III			2	
	地 域 創 生 演 習 IV			2	
	地 域 創 生 演 習 V			2	
	地 域 創 生 演 習 VI			2	
	卒 業 研 究 I		6		
	卒 業 研 究 II		6		
合 計			28	170	

別表Ⅳ 教育の基礎的理解に関する科目等

科 目			単位数		備 考
			必修	選択	
教 育 原 理				2	
教 職 概 論				2	
教 育 制 度 論				2	
教 育 心 理 学				2	
特 別 支 援 教 育				1	
教 育 課 程 論				2	
道 徳 教 育 の 指 導 法				2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法				2	
教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）				2	
生徒指導の理論と方法A（進路指導の理論及び方法を含む。）				2	
生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 B				2	
教 育 相 談				2	

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教育実習Ⅰ（事前・事後指導を含む。）		5	
教育実習Ⅱ（事前・事後指導を含む。）		3	
栄養教育実習事前事後指導		1	
栄養教育実習		1	
教職実践演習（中・高）		2	
教職実践演習（栄養教諭）		2	
家庭科教育法Ⅰ		4	
家庭科教育法Ⅱ		4	
美術科教育法Ⅰ		4	
美術科教育法Ⅱ		4	
工芸科教育法		4	
合 計		57	

別表Ⅴ 博物館に関する科目

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
生涯学習概論		2	
博物館概論		2	
博物館経営論		2	
博物館資料論		2	
博物館資料保存論		2	
博物館展示論		2	
博物館情報・メディア論		2	
博物館教育論		2	
博物館実習Ⅰ（学内・見学実習を含む。）		2	
博物館実習Ⅱ（館園実習）（事前・事後指導を含む。）		1	
歴 史Ⅰ		2	
歴 史Ⅱ		2	
生 活 文 化 論		2	
美 術 史Ⅰ		2	
美 術 史Ⅱ		2	
化 学Ⅰ		2	
生 物 学Ⅰ		2	

科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
合 計		33	

別表Ⅵ 入学検定料，入学金，授業料及びその他の学生納付金

区 分		家政学部家政学科		美術学部 美術表現学科
		服飾文化専攻	健康栄養学専攻	
入学検定料	大学入学共通テスト利用選抜試験以外	30,000 円	30,000 円	30,000 円
	大学入学共通テスト利用選抜試験 ※1	14,000 円	14,000 円	14,000 円
	大学入学共通テスト利用選抜試験 ※2	24,000 円	24,000 円	24,000 円
入学金		250,000 円	250,000 円	250,000 円
授業料（年額）		590,000 円	620,000 円	620,000 円
施設設備資金（年額）		180,000 円	180,000 円	180,000 円
教育充実費（年額）		170,000 円	170,000 円	240,000 円
実験実習料（年額）		———	70,000 円	———

※1 大学入学共通テスト利用選抜試験：

家政学部家政学科の一つの専攻又は美術学部美術表現学科に出願の場合

※2 大学入学共通テスト利用選抜試験：

家政学部家政学科の二つの専攻又は家政学部家政学科の一つの専攻及び美術学部美術表現学科に出願の場合

別表Ⅶ 科目等履修生，研究生及び委託生の入学検定料，入学金，授業料、保険料及び研究料

	科目等履修生	研究生	委託生
入学検定料	30,000 円	30,000 円	———
入 学 金	———	50,000 円	———
授 業 料	講義科目 13,000 円 演習科目 15,000 円 実験・実習・実技科目 20,000 円 (上記1単位相当につき)	25,000 円 (月額)	———
保 険 料 (年額)	1,340 円	1,340 円	———
研 究 料 (月額)	———	———	10,000 円